

第7号

2007年5月

発行日：2007年5月10日  
編集者：塚田 香織



## トピックス

### 減価償却について

#### ちょっと体にいい話

##### 紫外線にご注意！

5月に入り、日差しも強く昼間は汗ばむほどの日も多くなってきました。

皆さんもご存知のとおり、紫外線には、A波とB波、C波があります。

C波は、大気層に吸収されるため地表には届きません。A波は皮膚の一番奥の真皮まで届き、日焼けやシミ、ソバカス、しわ、たるみの原因になります。

B波は、皮膚の免疫力を低下させ、感染症や皮膚がん、白内障などの発病リスクを高めます。

紫外線の量は、季節や時間帯によって差がありますが、7、8月をピークに4～6月、9月も多くなっています。時間帯でいえば、AM10:00～PM2:00が多く要注意の時間帯です。

つい気を抜いてしまいがちな、曇天でも晴天時の60%の紫外線量なので注意が必要ですね。短時間の洗濯物干し時も油断大敵です。

対策としては、日焼け止め、長袖の衣類、帽子、日傘、サングラスなどでUVカットすること。

日焼け止めは、汗で落ちやすいので、3～4時間ごとに塗りなおすことをお勧めします。

日焼けによるダメージを防ぐには、ビタミンC（果物や淡黄色野菜）、ビタミンE（ピーナッツ、大豆）、カロテン（緑黄色野菜）など抗酸化作用のある栄養素を含む食品が有効です。

（塚田 香織）

### 若葉がまぶしい季節になりました！

ゴールデンウィークも終わりました。休暇を取られていた方もそうでない方も、年の3分の1が過ぎ、気分新たに過ごされていることでしょう。4月には満開だった桜も、新緑の瑞々しい新葉をぐんぐん伸ばしています。本当に自然の生命力の強さというのはすごいですね。深呼吸し、リラクセスして自分のやるべきことをこなしていきたいものです。

### 減価償却（「資産の取得」と「経費」の関係について）

平成19年度税制改正により減価償却制度が大きく変わりました。この改正により、企業等が資産を取得した場合に経費として計上できる金額が変わりました。今回は減価償却制度の概要と19年度税制改正の内容について解説したいと思います。

#### < 減価償却制度の概要 >

企業等が取得した資産のうち建物・機械・車両などは使えば使うほど、時が経てば経つほどに価値が下がっていきます。このように価値が下がっていく資産を「減価償却資産」といいます。企業等が資産を取得した場合、資産の取得にかかった金額はそのまま費用になるわけではありません。減価償却資産については、取得にかかった金額のうち、その事業年度に価値が減少した分だけ必要経費とすることができます。しかし、通常この価値の減少を客観的に把握することは難しいので、「減価償却」という一定の方法で必要経費となる金額を計算することになります。

#### < 平成19年度の改正点 >

今回の改正では、最終的に必要経費となる金額（取得時から使用可能期間終了時までの合計）が増えることとなりました。改正前は資産の取得にかかった金額のうち、5%相当の金額は必要経費にすることができませんでしたが、今回の改正により、平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産については、取得にかかった金額の全て（ただし備忘価額として1円残す）が最終的に必要経費とすることができるように、減価償却方法について一定の変更が行われました。

また、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、改正前の減価償却の方法で計算するため、5%相当の金額が必要経費とされず、資産の残高としていったん残っていますが、残高が5%相当の金額となった年度の翌年度から、その金額を5年間で均等に按分して必要経費とすることができますようになりました。

改正による減価償却方法の変更については、紙面の関係上、次の機会に改めてご説明させていただきます。

（小林 匠）

# FiNet